

東久留米市訓令乙第136号

平成28年度東久留米市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年6月1日

東久留米市長 並 木 克 巳

平成28年度東久留米市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、私立幼稚園又は幼稚園類似施設に通う児童の保護者に対し補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める私立の幼稚園(ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けた幼稚園を除く)をいう。
- (2) 幼稚園類似施設 東京都が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱(昭和58年総学一第138号)に則り東京都知事が認定した施設をいう。
- (3) 私立幼稚園等 私立幼稚園及び幼稚園類似施設をいう。
- (4) 就園児 私立幼稚園等に在籍し、平成28年3月31日現在の満年齢が3歳、4歳又は5歳の児童をいう。ただし、平成28年4月1日以降に満3歳に達する児童については、満3歳に達した時点で就園児とみなす。また、学校教育法第18条の定めにより、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者も就園児とみなす。
- (5) 保護者 原則として就園児と同一の世帯に属し、かつ、私立幼稚園等に入園料又は保育料(以下「保育料等」という。)を納入する義務を負っている者をいう。ただし、就園児が児童養護施設に入所している場合は、当該施設の長をいう。
- (6) 住民基本台帳 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳で、東久留米市が管理するものをいう。
- (7) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者（在宅の者に限る。）
- ク その他、市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者  
（補助対象者）

第3 補助の対象者は、私立幼稚園等に在籍する就園児の保護者で、当該施設の保育料等を納入した者のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳に記録されている者（ただし、住民基本台帳に記録されていない者について、公的機関が発行する住居を証する証書等により東久留米市内の居住が確認できる場合は、住民基本台帳に記録されている者と同様の扱いとする。）
- (2) 東日本大震災の被災地（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域）に住民登録があるが避難のために東久留米市内に居住している者で、避難元の市町村からただちに住民登録を移すことが困難な者（ただし、避難元の市町村等から本補助金と同様の補助金の交付を受けている場合は除く。）

（補助対象経費）

第4 補助の対象となる経費は、保護者が私立幼稚園等に納入した就園児一人当たりの保育料等とする。

（補助金の交付額）

第5 補助金は、当該年度において保護者が納入した保育料等の額の範囲内で、私立幼稚園に在籍する就園児の保護者には別表第1の(A)、幼稚園類似施設に在籍する就園児の保護者には別表第2に定める額を上限に交付する。ただし、私立幼稚園に在籍する就園児の保護者のうち、ひとり親世帯等に属し、かつ、階層番号が2又は3に該当する世帯の者については、別表第1の(B)に定める額を上限に交付する。

（交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、東久留米市私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請書兼園児保護者補助金交付申請書（様式第1号）に市長が求める資料を添えて、市長に提出するものとする。

2 第6の1に規定する申請書の提出は、原則として、平成29年3月15日までに行わなければならない。

（交付決定及び通知）

第7 市長は、第6の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、第5の規定に基づき算定した金額を原則として前期及び後期の2回に分けて交付決定し、その旨を通知する。ただし、年度途中での入・退園があった場合等、2回に分けることができない場合は、1回で行うことができる。

2 後期の交付決定後に市民税額の変更等があった場合、既に決定した補助金額の変更は行わない。

（調査等）

第8 市長は、この要綱による補助金に関し必要と認めるときは、保護者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（取消し及び返還命令）

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその額の返還を命ずることができる。

（1） 交付後に、補助金額算定の根拠となる事項について誤りが判明したとき。

（2） 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（委任）

第10 この要綱及び東久留米市補助金等交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

2 この訓令は、平成29年3月31日限りでその効力を失う。ただし、その時までにした補助金の交付決定に対する第8及び第9の規定の適用については、その時以後もなお効力を有する。

別表第1 (第5関係)

私立幼稚園に在籍する就園児の保護者に対する上限額 (年額)

(A)

階層番号	区 分	階層番号1 から3につ いては、生計 を一にする 兄・姉がいな い就園児。階 層番号4及 び5につい ては、小学 校3年生以 下の兄・姉がい ない就園児	階層番号1 から3につ いては、生計 を一にする 兄・姉が1人 いる就園児。 階層番号4 及び5につ いては、小学 校3年生以 下の兄・姉が 1人いる就 園児	階層番号1 から3につ いては、生計 を一にする 兄・姉が2人 以上いる就 園児。階層番 号4及び5 については 小学校3年 生以下の兄 ・姉が2人以 上いる就園 児
1	生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定による保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
2	当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税の世帯 (1に該当する世帯を除く) 当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税の世帯 (1に該当する世帯を除く)	272,000 円	290,000 円	308,000 円
3	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が、77,100 円以下の世帯 (1、2に該当する世帯を除く)	115,200 円	211,000 円	308,000 円
4	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が、211,200 円以下の世帯 (1から3に該当する世帯を除く)	62,200 円	185,000 円	308,000 円
5	上記1から4のいずれにも該当しない世帯	対象外	154,000 円	308,000 円

(B)

階層番号	区 分	生計を一にする兄・姉がいない就園児	生計を一にする兄・姉が1人いる就園児	生計を一にする兄・姉が2人以上いる就園児
2	当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税の世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税の世帯			
3	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が、77,100 円以下の世帯 (1、2に該当する世帯を除く)	217,000 円	308,000 円	308,000 円

(備考)

- 同一世帯に次のいずれかに該当する就学前の兄又は姉を有する就園児は、上記の表において第何子に該当するかを判定する際に、その兄又は姉を就園児とみなして判定する。
  - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所に通所している。
  - 東京都認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年東京都条例第174号）により認定を受けた認定こども園に通園している。
  - 学校教育法に定める特別支援学校幼稚部に通園している。
  - 児童福祉法に定める児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している。
  - 児童福祉法に定める情緒障害児短期治療施設通所部に保護者のもともとから通所している。
- 区分の判定は、同一世帯に属している保護者及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の所得割課税額の合計額による。
- 市区町村民税の所得割課税額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7の規定による寄附金税額控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。また、非婚のひとり親家庭については、寡婦（夫）控除を適用したと仮定して計算した額とする。
- 当該年度のうち補助対象者でない期間があり、かつ保育料が在園期間に応じて納入されている場合の補助限度額は、原則として次の算式により算定した額（100円未満を四捨五入する。）とする。この表に定める額×保育料の納入月数÷12  
ただし、当該年度途中に入園又は退園し、かつ入園料及び保育料が在園期間に応じて納入されている場合の補助限度額は、原則として次の算式により算定した額（100円未満を四捨五入する。）とする。この表に定める額×（保育料の納入月数+3）÷15

- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受給している世帯（以下、「中国残留邦人等支援給付世帯」という。）については、生活保護法の規定による保護を受けている世帯と同様の扱いとする。
- 6 平成25年度の生活扶助基準の改正により生活保護世帯に該当しなくなった世帯及び平成25年8月以降に家計の急変が発生し、同年7月以前であれば生活保護世帯に該当する世帯のうち、引き続き家計の状況に変化がないと認められる世帯については、生活保護世帯とみなす。また、中国残留邦人等支援給付世帯についても同様に扱う。

別表第2（第5関係）

幼稚園類似施設に在籍する就園児の保護者に対する上限額（年額）

階層 番号	区分	
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税の世帯	45,100円
2	当該年度に納付すべき市区町村民税所得割が非課税の世帯 （1に該当する世帯を除く）	34,300円
3	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯 （1、2に該当する世帯を除く）	26,300円
4	当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が、211,200円以下の世帯 （1から3に該当する世帯を除く）	18,500円

（備考）

- 市区町村民税の所得割課税額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7の規定による寄附金税額控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。また、非婚のひとり親家庭については、寡婦（夫）控除を適用したと仮定して計算した額とする。
- 区分の判定は、同一世帯に属している保護者及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の所得割課税額の合計額による。
- 当該年度のうち補助対象者でない期間があり、かつ保育料が在園期間に応じて納入されている場合の補助限度額は、原則として次の算式により算定した額（100円未満を四捨五入する。）とする。この表に定める額×保育料の納入月数÷12
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受給している世帯については、生活保護法の規定による保護を受けている世帯と同様の扱いとする。
- 平成25年度の生活扶助基準の改正により生活保護世帯に該当しなくなった世帯及び平成25年8月以降に家計の急変が発生し、同年7月以前であれば生活保護世帯に該当する世帯のうち、引き続き家計の状況に変化がないと認められる世帯については、生活保護世帯とみなす。また、中国残留邦人等支援給付世帯についても同様に取り扱う。